

ビルメンテナンス業における労働災害防止のための自主点検

令和 年 月 日

事業場名 所在地 (TEL)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">労働者数</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">事業場計</td> <td style="width: 50%;">名 (企業全体名)</td> </tr> <tr> <td>うちパート労働者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>うち派遣労働者</td> <td>名</td> </tr> </table>	労働者数		事業場計	名 (企業全体名)	うちパート労働者	名	うち派遣労働者	名
労働者数									
事業場計	名 (企業全体名)								
うちパート労働者	名								
うち派遣労働者	名								

1 安全衛生管理体制について

(1)安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任状況(選任している者すべてに☑をしてください。)

安全管理者 衛生管理者 産業医 (~ は労働者50名以上の事業場の場合)
 安全衛生推進者 (労働者10名以上50名未満の事業場の場合)
 安全衛生管理の担当者 (労働者10名未満の事業場の場合)

(2)安全衛生委員会等の設置状況(実施している内容に☑をしてください。)

安全委員会を設けている 衛生委員会を設けている (~ は労働者50名以上の事業場の場合)
 関係労働者の意見を聴く場を設けている (労働者50名未満の事業場の場合)

(3)安全衛生委員会等の開催状況

(2)の安全衛生委員会等について毎月1回以上定期に開催している はい いいえ

2 安全衛生教育等の実施状況について

労働者の雇入れ時、作業転換時に労働災害防止に関する教育を実施している はい いいえ
 管理的な労働者に対し安全管理に関する教育を実施している はい いいえ
 法的資格の必要な作業には、有資格者を配置している はい いいえ
 機械や器具の操作に関して作業実態に応じた安全衛生教育を実施している はい いいえ

3 健康管理について

1年又は6か月以内ごとに1回の一般健康診断を実施している はい いいえ
 1年又は6か月以内ごとに1回の特殊健康診断を実施している(対象作業がある場合) はい いいえ
 定期健康診断等の結果を労働者に通知している はい いいえ
 および の健康診断等の結果、異常の所見がある者について、医師の意見を聴取のうえ、適切な措置を講じている はい いいえ

4 転倒災害防止対策について

通路、階段等に物を放置せず、こまめに整理・整頓している はい いいえ
 床の水たまりや油、粉類についてはその都度取り除いている はい いいえ
 ワックス作業等、床が滑りやすい状況にある場所では、立ち入り禁止や転倒注意などの看板を掲示し、転倒による危険防止を周知している はい いいえ
 作業靴は、作業現場に合ったもので耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを使用させている はい いいえ

5 墜落・転落災害防止対策について

高所やピット等で墜落・転落の恐れのある箇所に、囲い、手すり、覆いを設ける等の対策を講じている はい いいえ
 高い位置の作業でははしごや脚立の使用を極力避け、適切な足場や作業床を設けるようにしている はい いいえ
 高さ2m以上の箇所で足場等の設置が困難な箇所で作業を行う必要がある場合、適切な墜落制止用器具を使用している はい いいえ

6 化学物質等災害防止対策について

化学物質を処理する際は、その性状や危険性等を把握し、その結果に基づき爆発・火災対策やばく露防止対策を講じている はい いいえ
 ピット、タンク、マンホール等の内部での作業で酸欠等の恐れがあるときはその濃度を測定し、結果に基づき送風機の設置等の対策を講じている はい いいえ

7 その他の労働災害防止対策について

リスクアセスメントを実施している はい いいえ
 5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)を励行している はい いいえ
 定期的に職場の安全衛生パトロール(巡視)を行っている はい いいえ
 作業場所に安全衛生に係る注意喚起等を掲示(安全衛生の見える化)し、労働者の安全衛生意識の高揚を図っている はい いいえ

自主点検の解説

1 安全衛生管理体制について

- ・ (1)の については、事業場の代表者等が安全衛生管理を実施している場合を含みます。
- ・ (2)について、安全委員会、衛生委員会のそれぞれの開催に代えて安全衛生委員会を開催することができます。この場合 及び はいずれも「はい」としてください。
- ・ (2)の において「関係労働者の意見を聴く場を設ける」とは、安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等労働者の意見を聴くための措置を講ずることを言います。

2 安全衛生教育等の実施状況について

については作業内容に応じて労働安全衛生法令より、特別教育の実施、技能講習又は免許所持者以外の就業の制限が設けられています。

3 健康管理について

- ・ の一般健康診断について、粉じん作業、振動作業、騒音作業、深夜業等特定の業務に従事する労働者については、6か月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施する必要があります。
- ・ の医師の意見の聴取においては「産業医の選任義務のある事業場においては産業医の意見を聴くことが適当であること。また、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であること。」とされています。

4 転倒災害防止対策について

靴の滑りにくさは動摩擦係数で示され、数値の大きいものほど滑りにくくなります。安全靴に係るJIS規格(JIS T-8101)では動摩擦係数が0.20以上0.30未満のものを区分1、動摩擦係数が0.30以上のものを区分2と規定しています。

5 墜落・転落災害防止対策について

- ・ 安全衛生法令改正により平成31年2月1日から安全帯は「墜落制止用器具」へ名称変更しました。これに伴い、胴ベルト型安全帯(U字つり)は墜落制止用器具としては認められなくなりました。
- ・ 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。ただし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用することができます。
- ・ 高さ2m以上の個所で作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものをを用いて行う作業にかかる業務を行う労働者は、特別教育の受講が必要となりました。
- ・ 改正前の法令に基づく「安全帯」については、令和4年1月1日までの間は使用が認められています。

6 化学物質等災害防止対策について

化学物質の取扱いに当たっては、物質ごとに安全データシート(SDS)を入手して物質の性状や危険性等を把握するとともに、適切な保護具の使用、接触・ばく露時の応急処置等に留意する必要があります。

7 その他の労働災害防止対策について

- ・ リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害(健康障害を含む)の重篤度(被災の程度)とその災害が発生する可能性の度合いを組合わせてリスク(危険の程度)を見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減策を検討し、その結果を記録し、段階的に安全化を進める手法で、未然に労働災害を防止するために非常に有効です。
- ・ 「見える化」とは、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化(「見える化」)し、危険・有害情報等を職場内で共有して活用することによって行う安全活動のことです。危険・有害情報や安全衛生活動を「見える化」することで、災害等への認識や安全衛生活動への意識が高まり、職場内で広く安全衛生意識が共有されることから、労働災害防止に有効です。